



Unbundling Competition

第3回：東南アジアにおける競争法ーシンガポール競争法の最新動向

第3回となる本エピソードでは、当事務所のアジア競争法部門を統括する、香港オフィスのパートナー、Adelaide Luke(アデレイド・ルーク)と、シンガポールの提携法律事務所Prolegisのマネージング・ダイレクターであるBan Leong Oo(バン・レオン・ウー)が、シンガポールの競争法に関する最近の動向について解説します。

シンガポールはしっかりした競争法制を導入しており、同国の競争法当局であるシンガポール競争・消費者委員会(CCCS: Competition and Consumer Commission Singapore)は、東南アジア地域で最も熟練し、かつ積極的に取組みを進めている当局の一つとして評価されています。シンガポールの競争法は、多くの点で英国の競争法と似ていますが、支配的地位を持たない当事者間の垂直的協定が、禁止対象である反競争的協定の範囲から明示的に除外されている等、同国特有の規定もいくつかあります。

さらに、シンガポールが企業結合に関し任意の届出制度を設けており、年間届出数が低いという点も、同国の比較的特異な点といえるでしょう。とは言え、任意であっても、「競争の実質的制限」を引き起こす企業結合の実施は競争法により禁じられていますので、届出を行わないことによって課徴金が課されてしまう可能性は無いわけではありません。

CCCIS自体は、調査、訴追、裁決、および決定執行について広範な権限を持っており、同当局が課す課徴金の金額は、同地域の他国の規制当局に比べると高額になります。また、十分なリソースを備え、調査や企業結合審査を実施する際のプロフェッショナリズムと迅速性については高い評価を受けています。

CCCISは近年、デジタルマーケットに特に注目をしており、シンガポールにおけるeコマースについて独立した調査を実施しました。同調査は本年9月に終了していますが、その結果は、データと競争の関係性等、現在複数の法域で議論されている課題について示唆に富む内容となっています。

CCCISはまた、東南アジアにおける競争法の運用にあたって、同地域での他の規制当局への研修やスタッフの派遣を行う等、域内協力を推進する上で主要な役割を果たしています。

